【表紙】

【提出書類】有価証券届出書【提出先】関東財務局長 殿【提出日】平成23年4月20日提出

【発行者名】 明治安田アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐藤 公俊

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山三丁目6番7号

【事務連絡者氏名】 阿部 一

連絡場所 東京都港区北青山三丁目 6 番 7 号

【電話番号】 03 - 5469 - 3587

【届出の対象とした募集内国投資信託受 明治安田日本債券ファンド 益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託受 5,000億円を上限とします。 益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

明治安田日本債券ファンド(以下「当ファンド」ということがあります。) 愛称として"ホワイトウィング"という名称を用いることがあります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

5.000億円を上限とします。

なお、上記金額には申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額は含まれていません。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の基準価額 とします。

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

基準価額は、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787(受付時間は、営業日の午前 9時~午後 5時)

ホームページアドレス http://www.myam.co.jp/

当ファンドは、原則として日本経済新聞朝刊に「Wウィン」の銘柄名で前日の基準価額が掲載されます。

(5)【申込手数料】

取得申込日の基準価額に0.525%(税抜0.5%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

「分配金再投資コース」とは、計算期末に支払われる収益分配金で当ファンドの買付を自動的に行うことを、当ファンドの当初取得申込時にあらかじめ指定する契約を販売会社と結ぶコースをいいます。

(6)【申込単位】

委託会社の承認を得て販売会社が定める単位で取扱いを行います。

(7)【申込期間】

平成23年4月21日(木)から平成24年4月20日(金)まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

原則として販売会社の本支店等とします。 販売会社については下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社 電話番号 0120-565787(受付時間は、営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス http://www.myam.co.jp/

(9)【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、販売会社毎に定める日までに申込代金を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

なお、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社とします。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

申込証拠金

該当事項はありません。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

決算日

毎年1月20日(休業日の場合は翌営業日)

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

明治安田日本債券ファンド(愛称:ホワイトウィング)は、明治安田日本債券マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)への投資を通じてわが国の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、当該限度額を変更することができます。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律 第62号)の適用を受けます。

(注)当ファンドは社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
		株式
単位型投信	国内	債 券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表(網掛け表示部分)の定義>

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用される ファンドをいいます。

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般 大型株 中小型株	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 国債	 年6回 (隔月)	区次州	ファミリーファンド
社債		アジア	
│ その他債券 │ クレジット属性 │ ()	年12回 (毎月) 	オセアニア	
	日々	中南米	
不動産投信 	その他	 アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産	()		
(投資信託証券 (債券 一般))		中近東 (中東)	
資産複合		エマージング	
() 資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

その他資産(投資信託証券(債券 一般))

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。)を通じて実質的に債券に投資する旨の記載があるものであって、公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資される ものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

(注)上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス:http://www.toushin.or.jp/)で閲覧が可能です。

ファンドの特色

明治安田日本債券ファンドは、明治安田日本債券マザーファンドへの投資を通じて、わが国の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

わが国の公社債に投資し、シティグループ日本国債インデックス をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果をあげることを目標に運用を行います。

シティグループ日本国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した債券指数で、日本の代表的な国債のパフォーマンスを時価総額加重平均で表しています。

シティグループ日本国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに帰属します。

原則としてわが国の公社債に投資しますが、わが国の公社債と比べて投資妙味が高いと判断される場合には、タイミングを見て、外国の公社債に投資する場合があります。この場合、為替はフルヘッジとします。

内外いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄の 債券に投資します。

格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には 投資を行うことがあります。

投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、金利動向予測、イールドカーブ分析等を行い、国債、 政府保証債、公共債等をポートフォリオの核とし、ポートフォリオ全体のリスクの低減を図りつつ 投資を行います。

公社債の実質組入比率は、原則として高位を維持します。

ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

平成12年1月28日 信託契約締結、信託財産の設定、運用開始

平成16年1月1日 「YPW日本債券ファンド」から「安田日本債券ファンド」へファンド

名変更

平成22年10月1日 ファンドの委託会社としての業務を安田投信投資顧問株式会社から明

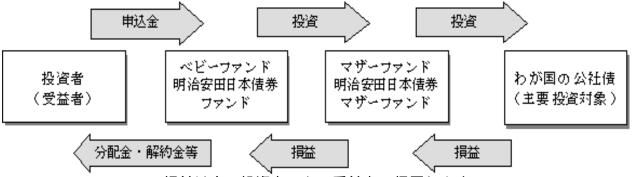
治安田アセットマネジメント株式会社に承継

「安田日本債券ファンド」から「明治安田日本債券ファンド」へファ ンド名変更

「安田日本債券マザーファンド」から「明治安田日本債券マザーファンド」へファンド名変更

(3)【ファンドの仕組み】

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



損益は全て投資者である受益者に帰属します。

委託会社等及びファンドの関係法人

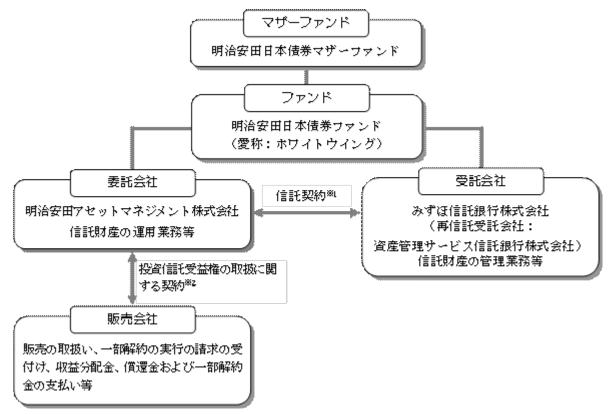
- 1.委託会社(委託者):明治安田アセットマネジメント株式会社 信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。
- 2. 受託会社(受託者): みずほ信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理業務等を行います。

(受託者は信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。)

3. 販売会社

ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において、「信託契約(信託約款)」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

2 投資信託受益権の取扱に関する契約

委託会社と販売会社との間において、「投資信託受益権の取扱に関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

委託会社等の概況

資本金:10億円(本書提出日現在)

沿革:昭和61年11月: コスモ投信株式会社設立

平成10年10月: ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を

「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

平成12年2月: 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

平成12年7月: 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明

治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

平成21年4月: 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

平成22年10月: 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジ

メント株式会社」に変更

大株主の状況(本書提出日現在)

名称	住所	所有株式数	持株比率
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ アジア パシフィック ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ,80335 ミュンヘン ジー	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1. 基本方針

この投資信託は、主として公社債への投資を行うことにより、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

. 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とする明治安田日本債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債に直接投資する場合があります。

. 投資態度

主として、わが国の公社債(マザーファンド受益証券を含みます。)を投資対象として、長期的な 運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等によっては、適宜変更を行う場合があります。

シティグループ日本国債インデックスをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果 をあげることを目標に運用を行います。

設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。

原則としてわが国の公社債に投資するファンドですが、わが国の公社債と比べて投資妙味が高い と判断される場合には、タイミングを見て、外国の公社債に投資する場合があります。この場合、為 替はフルヘッジとします。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引、有価証券オプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。

マザーファンドの運用方針

1.基本方針

この投資信託は、主として公社債への投資を行うことにより、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

. 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

. 投資態度

わが国の公社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

シティグループ日本国債インデックスをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果 を目指します。

投資に際しては、内外いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。

格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。

投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、金利動向予測、イールドカーブ分析等を行い、国債、 政府保証債、公共債等をポートフォリオの核とし、信用リスク、流動性および分散投資に配慮しな がら、ポートフォリオ全体のリスクの低減を図りつつ投資を行います。

公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

原則としてわが国の公社債に投資するファンドですが、わが国の公社債と比べて投資妙味が高い と判断される場合には、タイミングを見て、外国の公社債に投資する場合があります。この場合、為 替はフルヘッジとします。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

. 運用プロセス

マクロ経済分析

・ファンダメンタルズ分析を重視したトップダウン分析

・以下の3つの観点から、各戦略を策定・構築

デュレーション戦略

経済指標、ファンダメンタルズ、 株式・為替等の市場環境の定性分 析プラス定量分析で戦略を立案 イールドカーブ戦略

・自社開発モデルによる定量分析結果 に定性判断を加えて戦略を決定 種別・個別総柄戦略

・クレジット・アナリストの企業・銘 柄評価、クレジット市場の環境評価を基に戦略を実行

戦略ミーティング(全体の戦略決定)

ボートフォリオ構築(リスクコントロール)

・戦略ミーティングで各戦略を議論・決定し、ポートフォリオ全体としてのリースクコントロールを行ったうえでポートフォリオを構築

投資対象および投資制限は、原則として「明治安田日本債券ファンド」と実質的に同様です。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - 1.有価証券
 - 2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。)
 - 3. 金銭債権
 - 4.約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 1. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された明治安田日本債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2)国債証券
- 3)地方債証券
- 4)特別の法律により法人の発行する債券
- 5)社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引 受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6)資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 8)協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9)資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11)新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および 新株予約権証券
- 12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1)から11)の証券または証書の性質を有するもの
- 13)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14)投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16)オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17)預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に限ります。)
- 20)抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で前21) の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1)預金
- 2)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6)外国の者に対する権利で前5)の権利の性質を有するもの

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が 運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 に掲げる金融商品により運用することの 指図ができます。

(3)【運用体制】

1. 運用体制

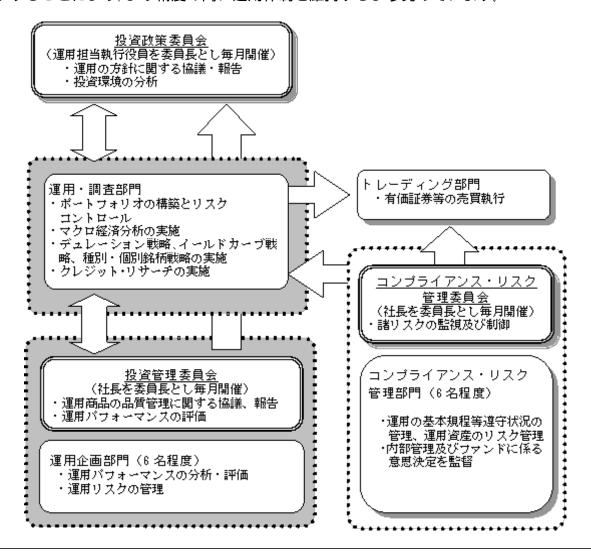
当ファンドの運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィード バックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ・ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

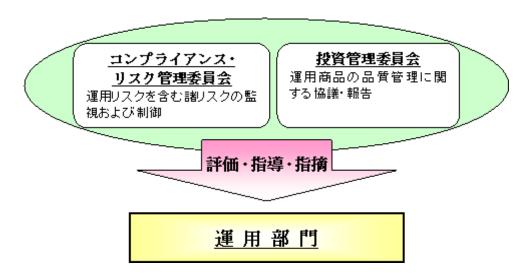
ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

2.内部管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク 管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用 方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



< 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70(受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準)に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

ファンドの内部管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

(4)【分配方針】

年1回(毎年1月20日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

株式等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。 (以下同じ。)

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドを除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託 財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、 信託財産の純資産総額の100分の5を超える投資の指図を行いません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち

信託財産に属するとみなした額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予 約を指図することができます。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わ が国の金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品 取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所の うち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう 市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。)におけ る有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券 指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証 券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外 国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選 択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。
- 2) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わ が国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引お よびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わ が国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における これらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよ び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とそ の元本を一定の条件をもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの 指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないもの とします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではあ りません。
- 3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価す るものとします。
- 4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担 保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよ び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をするこ とができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期 間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについて は、この限りではありません。
- 3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出 した価額で評価するものとします。
- 4)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要 と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につい て次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合 計額の50%を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公 社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2)前1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当 する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものと します。

公社債の空売りの指図および範囲

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2)前1)の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行ったのとします。
- 3)信託財産の一部解約等の事由により、前2)の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産 総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を 決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れの指図および範囲

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2)前1)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- 3)信託財産の一部解約等の事由により、前2)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図を行うものとします。
- 4)前1)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払 資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を 目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コー ル市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価 証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

EDINET提出書類 明治安田アセットマネジメント株式会社(E12448) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券の投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

<同一株式の投資制限 >

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<投資運用業に関する禁止行為>

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)ファンドの主なリスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主に国内の債券を実質的な投資対象としますので、組入債券の価格の下落や、組入債券の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は全て受益者に帰属します。

当ファンドが主たる組入対象とする証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。

金利変動リスク

ファンドの主要投資対象である債券は、一般的に金利が上昇した場合には価格は下落し、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

信用リスク

一般的に債券等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される局面となった場合には、当該債券等の価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。) し、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

市場リスク

投資対象国の景気、経済、社会情勢等により債券市場全体が下落した場合には、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

為替変動リスク

外貨建資産に投資を行う場合は、原則として円を対貨とする為替ヘッジを行いますが、投資対象資産および投資対象資産から生じる収益のすべてを完全にヘッジすることはできません。このため、為替動向によって、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

ファミリーファンド方式に係る留意点

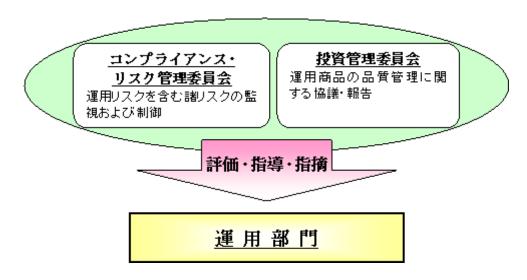
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて投資資産の売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

(2)リスクに対する管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク 管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用 方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行いま す。



ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込日の基準価額に0.525%(税抜0.5%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

(2)【換金(解約)手数料】

かかりません。

信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.5775%(税抜0.55%)の率を乗じて得た額とします。委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、次の通りとします。

(年率)

合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.5775%	0.3360%	0.2100%	0.0315%
(税抜 0.55%)	(税抜0.32%)	(税抜0.20%)	(税抜0.03%)

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日 (該当日が休業日の場合は翌営業日。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中か ら支弁します。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額および受託会社の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額、ならびに先物・オプション取引に要する費用、信託財産を外国で保管する場合の費用等は、 受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱いについて

1)個人の受益者に対する課税

< 収益分配金の課税 >

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

<一部解約時および償還時の課税>

一部解約時および償還時の譲渡益(一部解約の価額および償還価額から取得費用(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益)が譲渡所得として課税されます。

原則として、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、10%(所得税7%および地方税3%)の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

平成21年1月1日から平成23年12月31日まで3年間適用される税率です。平成24年以降は、20% (所得税15%および地方税5%)の税率となる予定です。

< 損益通算について >

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)と 損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等と の譲渡損との相殺が可能となります。

2)法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。 平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、15%(所得税15%)の税率となる予定です。

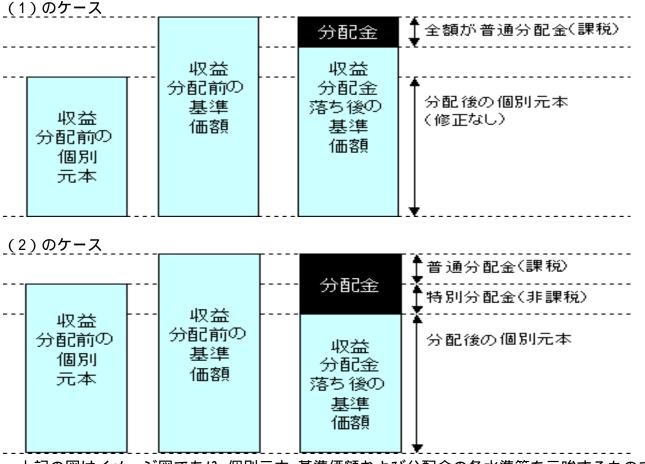
3)確定拠出年金制度にかかる受益者に対する課税上の取扱い 確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、当ファンドの収益分配時、一部解約時およ び償還時における課税は、行われません。

個別元本について

- 1)追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、(1)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(2)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税制が改正された場合等は、「課税上の取扱い」の内容が変更となることがあります。

課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。

5【運用状況】

以下は平成23年2月28日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。 投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
明治安田日本債券マザーファンド受益証券	1,003,732,592	99.06
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	9,535,321	0.94
合計 (純資産総額)	1,013,267,913	100.00

(参考)マザーファンドの投資状況 明治安田日本債券マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	国債証券日本		68.63
社債券		807,290,000	22.43
特殊債券	日本	208,642,000	5.80
	小計	3,486,051,260	96.85
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		113,355,025	3.15
合計 (純資産総額)		3,599,406,285	100.00

(2)【投資資産】 【投資有価証券の主要銘柄】

1.上位銘柄

加去				**.=	ф	長簿価額		評価額	投資
位	銘柄名	国 / 地域	種類	数量 (口)	単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	比率 (%)
1	明治安田日本債券 マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	823,541,674	1.2186	1,003,575,590	1.2188	1,003,732,592	99.06

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.06
合計	99.06

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)マザーファンドの投資資産 明治安田日本債券マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

1.上位銘柄

順	国/	種類	銘柄名	数量	帳簿価額		評価	価額	利率	償還期限	投資比率
位	地域	1=75	3H111 H	***	単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	(%)	IR CENTR	(%)
1	日本	国債証券	第251回利付国債10年	200,000,000	101.43	202,876,000	101.45	202,900,000	0.9	2013/6/20	5.64
2	日本	国債証券	第101回利付国債20年	181,000,000	107.50	194,590,730	107.54	194,656,450	2.4	2028/3/20	5.41
3	日本	国債証券	第293回利付国債10年	180,000,000	105.92	190,656,000	106.34	191,421,000	1.8	2018/6/20	5.32
4	日本	国債証券	第65回利付国債5年	170,000,000	101.62	172,770,550	101.56	172,663,900	1.4	2012/6/20	4.80
5	日本	国債証券	第116回利付国債20年	135,000,000	103.39	139,583,550	103.47	139,687,200	2.2	2030/3/20	3.88
6	日本	国債証券	第301回利付国債10年	114,000,000	103.91	118,461,960	103.51	118,005,960	1.5	2019/6/20	3.28
7	日本	特殊債券	第20回公営企業債券	100,000,000	107.51	107,519,000	107.07	107,072,000	2.05	2016/6/20	2.97
8	日本	国債証券	第264回利付国債10年	100,000,000	104.12	104,120,000	103.81	103,814,000	1.5	2014/9/20	2.88
9	日本	社債券	第8回コナミ無担保社債	100,000,000	102.70	102,702,000	102.57	102,576,000	1.73	2013/9/5	2.85
10	日本	社債券	第71回住友不動産無担保社債	100,000,000	101.66	101,665,000	101.59	101,591,000	1.28	2015/2/2	2.82
11	日本	特殊債券	利附い第692号農林債券5年	100,000,000	101.74	101,743,000	101.57	101,570,000	1.2	2013/1/25	2.82
12	日本	社債券	第11回双日無担保社債	100,000,000	101.62	101,625,000	101.45	101,455,000	2.39	2012/1/23	2.82
13	日本	社債券	第11回東京建物無担保社債	100,000,000	101.15	101,157,000	101.03	101,033,000	1.58	2015/3/19	2.81
14	日本	社債券	第37回クレディセゾン無担保社債	100,000,000	100.96	100,965,000	100.83	100,832,000	1.24	2015/6/8	2.80
15	日本	社債券	第6回ジャックス無担保社債	100,000,000	100.38	100,383,000	100.35	100,354,000	1.31	2013/6/28	2.79
16	日本	国債証券	第93回利付国債5年	100,000,000	100.07	100,071,000	99.78	99,789,000	0.5	2015/12/20	2.77
17	日本	社債券	第21回コスモ石油無担保社債	100,000,000	99.85	99,858,000	99.73	99,732,000	1.09	2015/9/18	2.77
18	日本	社債券	第10回東日本高速道路社債	100,000,000	99.85	99,855,000	99.71	99,717,000	0.343	2013/12/20	2.77
19	日本	国債証券	第291回利付国債10年	95,000,000	103.34	98,177,750	103.02	97,874,700	1.3	2018/3/20	2.72
20	日本	国債証券	第306回利付国債10年	92,000,000	102.04	93,876,800	102.04	93,884,160	1.4	2020/3/20	2.61
21	日本	国債証券	第296回利付国債10年	85,000,000	104.40	88,745,600	104.02	88,417,850	1.5	2018/9/20	2.46
22	日本	国債証券	第63回利付国債20年	85,000,000	104.06	88,451,850	103.86	88,288,650	1.8	2023/6/20	2.45
23	日本	国債証券	第15回利付国債30年	74,000,000	107.62	79,643,240	107.94	79,880,040	2.5	2034/6/20	2.22
24	日本	国債証券	第248回利付国債10年	75,000,000	100.93	75,702,000	100.93	75,702,000	0.7	2013/3/20	2.10
25	日本	国債証券	第22回利付国債30年	66,000,000	107.73	71,105,100	108.07	71,328,180	2.5	2036/3/20	1.98
26	日本	国債証券	第112回利付国債20年	67,000,000	102.30	68,546,360	102.22	68,493,430	2.1	2029/6/20	1.90
27	日本	国債証券	第286回利付国債10年	60,000,000	106.90	64,140,600	106.53	63,923,400	1.8	2017/6/20	1.78
28	日本	国債証券	第42回利付国債20年	53,000,000	112.64	59,703,440	112.12	59,425,720	2.6	2019/3/20	1.65
29	日本	国債証券	第305回利付国債10年	53,000,000	101.78	53,946,580	101.44	53,763,730	1.3	2019/12/20	1.49
30	日本	国債証券	第298回利付国債10年	50,000,000	102.72	51,361,500	102.31	51,159,000	1.3	2018/12/20	1.42

2.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	68.63
社債券	22.43
特殊債券	5.80
合計	96.85

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】 【純資産の推移】

	純資産総	額(円)	1万口当たり純資産額(円)		
	分配落	分配付	分配落	分配付	
第1期計算期末(平成13年1月22日)	2,102,655,532	2,142,607,290	10,000	10,190	
第2期計算期末(平成14年1月21日)	2,584,854,906	2,597,693,150	10,067	10,117	
第3期計算期末(平成15年1月20日)	3,376,054,776	3,441,519,932	10,314	10,514	
第4期計算期末(平成16年1月20日)	2,085,318,536	2,095,601,162	10,140	10,190	
第5期計算期末(平成17年1月20日)	648,730,437	653,180,562	10,204	10,274	
第6期計算期末(平成18年1月20日)	460,172,382	461,983,299	10,164	10,204	
第7期計算期末(平成19年1月22日)	506,264,990	509,271,511	10,103	10,163	
第8期計算期末(平成20年1月21日)	534,702,258	538,873,113	10,256	10,336	
第9期計算期末(平成21年1月20日)	674,880,038	680,178,806	10,189	10,269	
第10期計算期末(平成22年1月20日)	828,474,816	836,542,140	10,270	10,370	
第11期計算期末(平成23年1月20日)	955,932,242	965,172,551	10,345	10,445	

	純資産総額(円)	1万口当たり純資産額(円)
平成22年2月末日	853,781,637	10,298
平成22年3月末日	860,279,083	10,277
平成22年4月末日	870,720,934	10,370
平成22年5月末日	888,554,057	10,390
平成22年6月末日	933,387,933	10,501
平成22年7月末日	941,454,682	10,537
平成22年8月末日	944,823,007	10,608
平成22年9月末日	969,325,643	10,614
平成22年10月末日	971,847,371	10,575
平成22年11月末日	962,984,170	10,451
平成22年12月末日	971,191,412	10,514
平成23年1月末日	973,439,847	10,353
平成23年2月末日	1,013,267,913	10,337

【分配の推移】

	1万口当たり税込み分配金(円)
第1期計算期間(平成12年1月28日から平成13年1月22日まで)	190
第2期計算期間(平成13年1月23日から平成14年1月21日まで)	50
第3期計算期間(平成14年1月22日から平成15年1月20日まで)	200
第4期計算期間(平成15年1月21日から平成16年1月20日まで)	50
第5期計算期間(平成16年1月21日から平成17年1月20日まで)	70
第6期計算期間(平成17年1月21日から平成18年1月20日まで)	40
第7期計算期間(平成18年1月21日から平成19年1月22日まで)	60
第8期計算期間(平成19年1月23日から平成20年1月21日まで)	80
第9期計算期間(平成20年1月22日から平成21年1月20日まで)	80
第10期計算期間(平成21年1月21日から平成22年1月20日まで)	100
第11期計算期間(平成22年1月21日から平成23年1月20日まで)	100

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期計算期間(平成12年1月28日から平成13年1月22日まで)	1.90
第2期計算期間(平成13年1月23日から平成14年1月21日まで)	1.17
第3期計算期間(平成14年1月22日から平成15年1月20日まで)	4.44
第4期計算期間(平成15年1月21日から平成16年1月20日まで)	1.20
第5期計算期間(平成16年1月21日から平成17年1月20日まで)	1.32
第6期計算期間(平成17年1月21日から平成18年1月20日まで)	0.00
第7期計算期間(平成18年1月21日から平成19年1月22日まで)	0.01
第8期計算期間(平成19年1月23日から平成20年1月21日まで)	2.31
第9期計算期間(平成20年1月22日から平成21年1月20日まで)	0.13
第10期計算期間(平成21年1月21日から平成22年1月20日まで)	1.78
第11期計算期間(平成22年1月21日から平成23年1月20日まで)	1.70

⁽注)収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

<参考情報>

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2011年2月28日現在

基準価額・総資産の推移

(円) (億円) 12,000 30 10,000 20

01/03 02/03 03/03 04/03 05/03 06/03 07/03 08/03 09/03 10/03

分配の推移

分配金の推移		
2011年1月	100円	
2010年1月	100円	
2009年1月	80円	
2008年1月	80円	
2007年1月	60円	
設定来累計	1,020円	
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額		

基	準	価	額	10,337円
純	資质	崔総	額	10.1 億円

※基準価額(分配金再投資)は信託報酬控除後のものであり、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

主要な資産の状況

組入上位 10 銘柄 ※マザーファンドベース。組入れ比率は純資産総額に対する比率。			組入れ銘柄数 41 銘柄	
組入銘柄	利率 (%)	償還期限	組入比率(%)	
1 第251回利付国債10年	0.900	2013/06/20	5.64	
2 第101回利付国債20年	2.400	2028/03/20	5.41	
3 第293回利付国債10年	1.800	2018/06/20	5.32	
4 第65回利付国債5年	1.400	2012/06/20	4.80	
5 第116回利付国債20年	2.200	2030/03/20	3.88	
6 第301回利付国債10年	1.500	2019/06/20	3.28	
7 第20回公営企業債券	2.050	2016/06/20	2.97	
8 第264回利付国債10年	1.500	2014/09/20	2.88	
9 第8回コナミ無担保社債	1.730	2013/09/05	2,85	
10 第71回住友不動産無担保社債	1.280	2015/02/02	2.82	

年間収益率の推移(暦年ベース)



- ※収益率は税引前分配金を再投資したものとして算出した騰落率です。
- ※2011年は2月末までの収益率を表示しています。
- ※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。
- ※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間(平成12年1月28日から平成13年1月22日まで)	2,114,651,078	14,293,730
第2期計算期間(平成13年1月23日から平成14年1月21日まで)	807,449,867	342,525,020
第3期計算期間(平成14年1月22日から平成15年1月20日まで)	1,872,400,544	1,166,791,705
第4期計算期間(平成15年1月21日から平成16年1月20日まで)	686,416,993	1,903,149,551
第5期計算期間(平成16年1月21日から平成17年1月20日まで)	145,696,665	1,566,489,655
第6期計算期間(平成17年1月21日から平成18年1月20日まで)	187,727,711	370,730,552
第7期計算期間(平成18年1月21日から平成19年1月22日まで)	183,287,391	134,929,826
第8期計算期間(平成19年1月23日から平成20年1月21日まで)	140,758,279	120,488,337
第9期計算期間(平成20年1月22日から平成21年1月20日まで)	243,823,276	102,834,088
第10期計算期間(平成21年1月21日から平成22年1月20日まで)	281,595,685	137,209,364
第11期計算期間(平成22年1月21日から平成23年1月20日まで)	230,442,750	113,144,204

⁽注)設定数量には当初申込期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1)申込受付

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

(2)申込単位

委託会社の承認を得て販売会社が定める単位で取扱いを行います。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動けいぞく投資(分配金再投資)に関する契約(以下、「別に定める契約」といいます。)および「定時定額購入取引」等を締結した場合は、当該契約に規定する単位でのお申込になります。

(3)申込価額

取得申込日の基準価額とします。

受益者が、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

(4)申込手数料

取得申込日の基準価額に0.525%(税抜0.5%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

換金には、解約請求および買取請求の方法があります。解約および買取に係る手数料はありません。なお、確定拠出年金制度による場合は、解約請求のみの取扱いとなります。信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

(1)解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社および委託会社に対し行うものとします。

(2)解約受付

解約申込の受付は販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

(3)解約単位

委託会社の承認を得て販売会社が定める単位で取扱いを行います。

(4)解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前 9時~午後 5時) ホームページアドレス http://www.myam.co.jp/

(5)信託財産留保額

ありません。

(6)解約代金支払

原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目以降、販売会社の営業所等で行います。

(7)解約に関する留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

解約の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

買取請求については、販売会社へお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を 法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債 総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは便 宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

組入資産の評価

·····	
資産の種類	評価方法
公社債等	原則として、時価(価格情報会社の提供する時価等)により評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により 円換算します。 また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先 物売買相場の仲値によるものとします。
マザーファンド	計算日の基準価額により評価します。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前 9時~午後 5時) ホームページアドレス http://www.myam.co.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として無期限です。ただし、信託約款の規定に該当する場合は償還となることがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年1月21日から翌年1月20日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

1)信託契約の解約

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回った場合または委託会社は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

この場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約を解約しません。委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- 2) 信託契約に関する監督官庁の命令
 - 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 3)委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、この信託は、業務を引継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により委託会社の事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

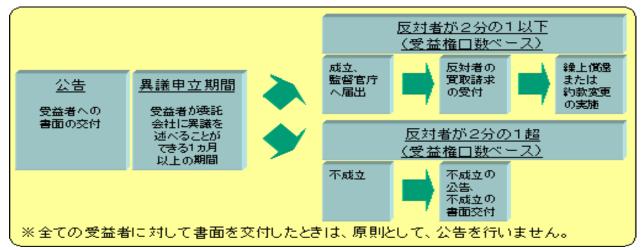
1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、 受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しよう とする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1)第2および第3段落記載の手続きに従います。



関係法人との契約等

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

運用に係る報告

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき決算時および償還時に、運用報告書を作成し、かつ知れている受益者に販売会社を通じて交付します。

公告

- 1)委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.myam.co.jp/
- 2)前1)の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社の協議により定めます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間、その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。収益分配金または償還金の支払いは、原則としてファンドの決算日または償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日。)から起算して5営業日までに開始するものとします。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

換金(解約)の実行請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金(解約)請求する権利を有します。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

反対者の買取請求権

投資信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は委託会社の指定する販売会社または委託会社を通じ受託会社に対し、その自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下 「財務諸表等規則」という)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総 理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第10期計算期間(平成21年1月21日から平成22年1月20日まで)については、内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、改正前及び内閣府令第45号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第11期計算期間(平成22年1月21日から平成23年1月20日まで)については、内閣府令第50号改正後及び内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第10期計算期間(平成21年1月21日から平成22年1月20日まで)については、同内閣府令附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第11期計算期間(平成22年1月21日から平成23年1月20日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間(平成21年1月21日から平成22年1月20日まで)及び第11期計算期間(平成22年1月21日から平成23年1月20日まで)の財務諸表については新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
- (3) 安田投信投資顧問株式会社は平成22年10月1日をもってMDAMアセットマネジメント株式会社と合併し、商号を明治 安田アセットマネジメント株式会社に変更しております。

1【財務諸表】

明治安田日本債券ファンド (1)【貸借対照表】

(単位:円)

		(12:13)
	第10期 (平成22年1月20日現在)	第11期 (平成23年1月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,800,000	21,609,529
親投資信託受益証券	828,163,388	946,450,739
未収入金	117,870	-
未収利息	14	35
流動資産合計	839,081,272	968,060,303
資産合計	839,081,272	968,060,303
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	8,067,324	9,240,309
未払解約金	159,354	97,037
未払受託者報酬	129,348	151,677
未払委託者報酬	2,241,873	2,628,990
その他未払費用	8,557	10,048
流動負債合計	10,606,456	12,128,061
負債合計	10,606,456	12,128,061
純資産の部		
元本等		
元本	806,732,428	924,030,974
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	21,742,388	31,901,268
(分配準備積立金)	6,988,125	9,111,669
元本等合計	828,474,816	955,932,242
純資産合計	828,474,816	955,932,242
負債純資産合計	839,081,272	968,060,303

(2)【損益及び剰余金計算書】

第10期 第11期 (自 平成21年1月21日 (自 平成22年 1 月21日 至 平成22年1月20日) 至 平成23年1月20日) 営業収益 受取利息 17 1,840 有価証券売買等損益 17,936,684 19,420,398 営業収益合計 17,936,701 19,422,238 営業費用 受託者報酬 240,477 287,778 委託者報酬 4,168,065 4,987,950 その他費用 15,895 19,061 営業費用合計 4,424,437 5,294,789 営業利益又は営業損失() 13,512,264 14,127,449 経常利益又は経常損失() 13,512,264 14,127,449 当期純利益又は当期純損失() 13,512,264 14,127,449 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 560,196 1,918,958 約に伴う当期純損失金額の分配額() 期首剰余金又は期首欠損金(12,533,931 21,742,388 剰余金増加額又は欠損金減少額 6,976,044 10,463,359 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 6,976,044 10,463,359 剰余金減少額又は欠損金増加額 2,652,331 3,272,661 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 2,652,331 3,272,661 加額 分配金 8,067,324 9,240,309 期末剰余金又は期末欠損金() 21,742,388 31,901,268

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第10期 (自 平成21年 1 月21日 至 平成22年 1 月20日)	第11期 (自 平成22年1月21日 至 平成23年1月20日)
1 . 運用資産の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証 券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券同左
2 . 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 . その他	当ファンドの計算期間は、平成21年 1 月 21日から平成22年 1 月20日までとなって おります。	当ファンドの計算期間は、平成22年 1 月 21日から平成23年 1 月20日までとなって おります。

(貸借対照表に関する注記)

RIDM KICKI / CITIO /			
第10期 (平成22年1月20日現在)		第11期 (平成23年1月20日現在)	
1 . 計算期間の末日における受益権の総数		1 . 計算期間の末日における受益権の	総数
	806,732,428口		924,030,974□
2.計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		2 . 計算期間の末日における1単位当	たりの純資産の額
1 口当たり純資産額	1.0270円	1 口当たり純資産額	1.0345円
(10,000口当たり純資産額)	(10,270円)	(10,000口当たり純資産額)	(10,345円)
	(平成22年1月20日現在) 1.計算期間の末日における受益権の総数 2.計算期間の末日における1単位当たり 1口当たり純資産額	第10期 (平成22年1月20日現在) 1.計算期間の末日における受益権の総数 806,732,428口 2.計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0270円	第10期 (平成22年1月20日現在) 第11期 (平成23年1月20日現在) 1.計算期間の末日における受益権の総数 806,732,428口 2.計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0270円 1口当たり純資産額

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10期	第11期
(自 平成21年1月21日	(自 平成22年1月21日
至 平成22年1月20日)	至 平成23年1月20日)

分配金の計算過程

計算期間末における分配対象額43,072,923円(10,000口当たり533円90銭)のうち、8,067,324円(10,000口当たり100円00銭)を公配金額としております。

100円00銭)を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額(費用控除後)	Α	9,059,630円
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	В	955,182円
収益調整金額	С	28,017,474円
分配準備積立金額	D	5,040,637円
分配対象額 (A + B + C + D)	Е	43,072,923円
期末受益権口数	F	806,732,428□
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	533円 90銭
10,000口当たりの分配金額	Н	100円 00銭
分配金額(F×H÷10,000)	I	8,067,324円

分配金の計算過程

計算期間末における分配対象額52,627,160円(10,000口当たり569円52銭)のうち、9,240,309円(10,000口当たり100円00銭)を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額(費用控除後)	Α	10,315,549円
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	В	1,892,942円
収益調整金額	С	34,275,182円
分配準備積立金額	D	6,143,487円
分配対象額(A + B + C + D)	Е	52,627,160円
期末受益権口数	F	924,030,974□
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	569円 52銭
10,000口当たりの分配金額	Н	100円 00銭
分配金額 (F × H ÷ 10,000)	I	9,240,309円

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品の状况に関する事	<u> </u>	
	第10期 (自 平成21年 1 月21日 至 平成22年 1 月20日)	第11期 (自 平成22年1月21日 至 平成23年1月20日)
1.金融商品に対する取組方 針	-	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融 商品に係るリスク	-	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記)」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	-	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスカの管理を行っており、右につかに立てがあれているがにあれているができた。ではファンド連用をびがあれているができます。ではファンド連用をですが、一方にはファンド連用をであるが、一方でではファンド連用をであるが、一方でではでは、一方では、一方
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	-	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

	第10期 (自 平成21年 1 月21日 至 平成22年 1 月20日)	第11期 (自 平成22年1月21日 至 平成23年1月20日)
1 . 貸借対照表計上額、時 価及び差額	-	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべ て時価で評価しているため、貸借対照表計 上額と時価との差額はありません。
2 . 時価の算定方法	-	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、 帳簿価額は時価と近似していることから、 当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第10期(自 平成21年1月21日 至 平成22年1月20日) 該当事項はございません。

第11期(自 平成22年1月21日 至 平成23年1月20日) 該当事項はございません。

(その他の注記)

1 元本の移動

1 ・ ルキリグタ到		
	第10期 (自 平成21年 1 月21日 至 平成22年 1 月20日)	第11期 (自 平成22年1月21日 至 平成23年1月20日)
期首元本額	662,346,107円	806,732,428円
期中追加設定元本額	281,595,685円	230,442,750円
期中一部解約元本額	137,209,364円	113,144,204円

2.有価証券関係 売買目的有価証券

元月日的有""""""""""""""""""""""""""""""""""""		
		第10期 (自 平成21年1月21日 至 平成22年1月20日)
種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	828,163,388	19,805,341
合計	828,163,388	19,805,341

	第11期 (自 平成22年1月21日 至 平成23年1月20日)
 種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	18,706,123
合計	18,706,123

3. デリバティブ取引関係

第10期(自 平成21年1月21日 至 平成22年1月20日) 該当事項はございません。

第11期(自 平成22年1月21日 至 平成23年1月20日) 該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成23年1月20日現在) 該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成23年1月20日現在)

-) INDONNOT OF THE HELD	3 (1 ~~W== 1	· / 3= × H - / 1		
種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本債券マザーファンド	776,415,701	946,450,739	
合計		776,415,701	946,450,739	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はございません。

(参考)

当ファンドは「明治安田日本債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本債券マザーファンド

(1)貸借対照表

	(平成23年1月20日現在)
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	40,879,983
国債証券	2,550,921,580
地方債証券	107,519,000
特殊債券	101,743,000
社債券	708,355,000
未収入金	362,622,500
未収利息	11,793,971
前払費用	3,621,114
流動資産合計	3,887,456,148
資産合計	3,887,456,148
負債の部	
流動負債	
未払金	360,175,000
未払解約金	1,061,656
流動負債合計	361,236,656
負債合計	361,236,656
純資産の部	
元本等	
元本	2,892,600,527
剰余金	
剰余金又は欠損金()	633,618,965
元本等合計	3,526,219,492
純資産合計	3,526,219,492
負債純資産合計	3,887,456,148

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

24 0 2 14 17 5 2 11 2 15 15 2 5 11 1 1 1 1 1 2 1 2 1	
	(自 平成22年1月21日 至 平成23年1月20日)
1 . 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊証券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ たっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2 . 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3 . その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成23年1月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、平成22年1月21日から平成23年1月
	20日までとなっております。

(その他の注記)

(平成23年1月20日現在)	
1.元本の移動	
対象期間(自 平成22年1月21日 至 平成23年1月20日)の元本状況	
期首(平成22年1月21日)の元本額	2,754,843,006円
対象期間中の追加設定元本額	437,603,490円
対象期間中の一部解約元本額	299,845,969円
平成23年1月20日現在の元本額の内訳	
明治安田日本債券ファンド	776,415,701円
明治安田ライフプランファンド20	732,776,213円
明治安田ライフプランファンド50	266,404,214円
明治安田ライフプランファンド70	78,167,116円
楽天資産形成ファンド	160,008,150円
明治安田VA日本債券ファンド(適格機関投資家専用)	209,954,647円
明治安田VAライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	523,864,272円
明治安田VAライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	131,393,860円
明治安田VAライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	13,616,354円
計	2,892,600,527円
2.対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.2190円
(10,000口当たり純資産額)	(12,190円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成23年1月20日現在) 該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成23年1月20日現在)

2) 株式以外の		1月20日現在)		
種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円				
国債証券	第93回利付国債(5年)	100,000,000	100,071,000	
	第237回利付国債(10年)	40,000,000	40,623,200	
	第253回利付国債(10年)	90,000,000	93,261,600	
	第264回利付国債(10年)	250,000,000	260,320,000	
	第264回利付国債(10年)	250,000,000	260,320,000	
	第275回利付国債(10年)	20,000,000	20,886,000	
	第282回利付国債(10年)	25,000,000	26,554,000	
	第285回利付国債(10年)	80,000,000	85,040,800	
	第286回利付国債(10年)	60,000,000	64,140,600	
	第288回利付国債(10年)	10,000,000	10,622,100	
	第288回利付国債(10年)	25,000,000	26,555,250	
	第291回利付国債(10年)	20,000,000	20,669,000	
	第291回利付国債(10年)	45,000,000	46,505,250	
	第291回利付国債(10年)	30,000,000	31,003,500	
	第296回利付国債(10年)	25,000,000	26,101,750	
	第296回利付国債(10年)	30,000,000	31,322,100	
	第296回利付国債(10年)	50,000,000	52,203,500	
	第298回利付国債(10年)	50,000,000	51,361,500	
	第300回利付国債(10年)	20,000,000	20,816,000	
	第301回利付国債(10年)	114,000,000	118,461,960	
	第305回利付国債(10年)	53,000,000	53,946,580	
	第306回利付国債(10年)	110,000,000	112,695,000	
	第309回利付国債(10年)	80,000,000	79,626,400	
	第310回利付国債(10年)	15,000,000	14,753,250	
	第15回利付国債(30年)	74,000,000	79,643,240	
	第22回利付国債(30年)	66,000,000	71,105,100	
	第24回利付国債(30年)	10,000,000	10,774,600	
	第32回利付国債(30年)	35,000,000	36,298,150	
	第32回利付国債(30年)	10,000,000	10,370,900	
	第32回利付国債(30年)	8,000,000	8,296,720	
	第32回利付国債(30年)	10,000,000	10,370,900	
	第42回利付国債(20年)	53,000,000	59,703,440	
	第63回利付国債(20年)	40,000,000	41,624,400	
	第63回利付国債(20年)	45,000,000	46,827,450	
	第70回利付国債(20年)	40,000,000	44,139,600	
	第80回利付国債(20年)	48,000,000	50,778,720	
	第95回利付国債(20年)	50,000,000	53,334,000	
	第101回利付国債(20年)	174,000,000	187,065,660	
	第112回利付国債(20年)	67,000,000	68,546,360	
	第116回利付国債(20年)	100,000,000	103,485,000	
	第116回利付国債(20年)	20,000,000	20,697,000	
国債証券計		2,442,000,000	2,550,921,580	

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

地方債証券	第20回公営企業債券	100,000,000	107,519,000	
地方債証券計		100,000,000	107,519,000	
特殊債券	い第692号利付農林債券	100,000,000	101,743,000	
特殊債券計		100,000,000	101,743,000	
社債券	第11回双日株式会社無担保社債	100,000,000	101,625,000	
	第21回コスモ石油株式会社無担保社債	100,000,000	99,858,000	
	第37回株式会社クレディセゾン無担保社債	100,000,000	100,965,000	
	第6回株式会社ジャックス無担保社債	100,000,000	100,383,000	
	第11回東京建物株式会社無担保社債	100,000,000	101,157,000	
	第71回住友不動産株式会社無担保社債	100,000,000	101,665,000	
	第8回コナミ株式会社無担保社債	100,000,000	102,702,000	
社債券計		700,000,000	708,355,000	
合計			3,468,538,580	

(注)有価証券の内訳

′=				
	通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
ſ	日本円	国債証券30銘柄	72.3%	73.6%
		地方債証券1銘柄	3.1%	3.1%
		特殊債券1銘柄	2.9%	2.9%
		社債券7銘柄	20.1%	20.4%

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成23年2月28日現在)

資産総額	1,016,504,450	円
負債総額	3,236,537	円
純資産総額(-)	1,013,267,913	円
発行済数量	980,203,034	П
1口当たり純資産額(/)	1.0337	円

(参考)マザーファンドの現況

明治安田日本債券マザーファンド

純資産額計算書

(平成23年2月28日現在)

資産総額	3,793,821,095	円
負債総額	194,414,810	円
純資産総額(-)	3,599,406,285	円
発行済数量	2,953,255,146	
1口当たり純資産額(/)	1.2188	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1)名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称および住所並びに手数料該当事項はありません。
- (2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4)その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

(5)振替受益権

受益証券の不発行

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、 受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】 第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額: 10億円 会社が発行する株式総数: 33,220株 発行済株式総数: 18,887株

<過去5年間における資本金の額の推移>

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

投資運用の意思決定機構

- 1.投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- 2.ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- 3.ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
- 4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィード バックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)およびその受益権の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年2月28日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	126 本	473,569,055,811 円
単位型株式投資信託	3 本	3,689,576,131 円
合計	129 本	477,258,631,942 円

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社(旧会社名 MDAMアセットマネジメント株式会社、以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、第23期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第24期事業 年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び第24期事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けております。

また、委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

なお、従来から委託会社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、平成22年7月1日に名称を変更し、有限責任 あずさ 監査法人となりました。

(1)【貸借対照表】

)【貝借灼照表】		(単位:千円)
	第23期	第24期
V8 ** 0 **	(平成21年3月31日現在)	(平成22年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	4,991,495	5,244,171
前払費用	74,359	45,055
未収入金	-	376
未収委託者報酬	197,729	196,221
未収運用受託報酬	¹ 563,651	¹ 550,685
未収投資助言報酬	¹ 149,263	¹ 126,638
繰延税金資産	59,785	54,282
未収還付法人税等	184,402	-
その他	14,729	6,190
流動資産合計	6,235,417	6,223,622
固定資産		
有形固定資産		
建物	² 77,307	² 69,910
器具備品	² 185,794	² 136,629
有形固定資産合計	263,101	206,539
無形固定資産		
ソフトウェア	55,251	44,228
電話加入権	6,662	6,662
その他	745	755
無形固定資産合計	62,658	51,646
投資その他の資産		
長期差入保証金	¹ 204,426	¹ 204,426
長期前払費用	455	365
繰延税金資産	31,097	19,854
施設利用権	49,000	49,000
貸倒引当金	48,000	48,000
- 投資その他の資産合計	236,979	225,645
固定資産合計	562,739	483,831
	6,798,156	6,707,454

		(単位:千円)
	第23期	第24期
-	(平成21年3月31日現在)	(平成22年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	10,129	10,433
未払金	285,007	249,499
未払収益分配金	63	105
未払償還金	26,039	28,065
未払手数料	111,698	107,831
その他未払金	147,206	113,496
未払費用	63,296	48,119
未払法人税等	-	9,034
未払消費税等	-	11,774
賞与引当金	111,651	78,606
流動負債合計	470,085	407,468
固定負債		
退職給付引当金	34,527	16,119
固定負債合計	34,527	16,119
負債合計	504,613	423,587
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
資本剰余金合計	660,443	660,443
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,458,057	1,448,381
利益剰余金合計	4,633,099	4,623,423
株主資本合計	6,293,543	6,283,866
純資産合計	6,293,543	6,283,866
負債・純資産合計	6,798,156	6,707,454

(2)【損益計算書】

		(単位:千円)
	第23期	第24期
	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<u> </u>	<u> </u>
委託者報酬	2,671,697	2,172,380
運用受託報酬	1,895,368	1,731,095
投資助言報酬	285,808	246,119
営業収益合計	4,852,874	4,149,595
営業費用		
支払手数料	1,539,781	1,226,938
広告宣伝費	27,273	20,282
公告費	2,008	1,140
調査費	631,638	569,699
調査費	275,877	273,646
委託調査費	355,760	296,052
委託計算費	223,105	214,468
営業雑経費	117,560	98,343
通信費	18,545	16,293
印刷費	89,443	73,629
協会費	6,540	5,629
諸会費	3,030	2,789
営業費用合計	2,541,367	2,130,871
一般管理費		
給料	1,229,342	1,199,808
役員報酬	60,179	56,262
給料・手当	963,583	951,163
賞与	205,578	192,382
その他報酬	42,327	22,884
賞与引当金繰入	111,651	78,606
退職金	17,750	-
福利厚生費	194,539	187,320
交際費	5,155	1,796
旅費交通費	37,766	27,755
租税公課	16,954	17,285
不動産賃借料	256,749	255,113
退職給付費用	1,477	37,281
貸倒引当金繰入	1,400	-
固定資産減価償却費	65,199	71,901
諸経費	151,288	101,732
一般管理費合計	2,128,647	2,001,487
営業利益	182,858	17,235

		(単位:十円)
	第23期	第24期
	(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日
	至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
営業外収益		
受取利息	14,568	8,636
償還金等時効完成分	122	5,111
保険契約返戻金・配当金	¹ 1,747	¹ 1,738
還付加算金	-	5,459
雑益	178	1,391
営業外収益合計	16,618	22,338
営業外費用		
償還金等時効完成分支払額	3,264	-
雑損	217	-
営業外費用合計	3,481	-
経常利益	195,995	39,573
特別利益	-	-
特別損失		
固定資産除却損	² 3,080	² 212
商号変更費用	36,617	
ゴルフ会員権償還損	633	-
特別損失合計	40,330	212
税引前当期純利益	155,664	39,361
法人税、住民税及び事業税	2,475	2,290
法人税等調整額	66,781	16,747
法人税等合計	69,257	19,037
当期純利益	86,407	20,323
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

(3)【株主資本等変動計算書】

		(単位:千円)
		第24期
	(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日
	至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額	-	<u>-</u>
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
資本剰余金合計		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
利益剰余金		·
利益準備金		
前期末残高	83,040	83,040
当期変動額	-	· -
当期末残高	83,040	83,040
その他利益剰余金		·
別途積立金		
前期末残高	3,092,001	3,092,001
当期変動額	-	-
当期末残高	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,521,650	1,458,057
当期変動額		
剰余金の配当	150,000	30,000
当期純利益	86,407	20,323
当期変動額合計	63,592	9,676
当期末残高	1,458,057	1,448,381
利益剰余金合計		
前期末残高	4,696,692	4,633,099
当期变動額		
剰余金の配当	150,000	30,000
当期純利益	86,407	20,323
当期変動額合計	63,592	9,676
当期末残高	4,633,099	4,623,423
株主資本合計		
前期末残高	6,357,135	6,293,543
当期変動額		
剰余金の配当	150,000	30,000
当期純利益	86,407	20,323
当期変動額合計	63,592	9,676
当期末残高	6,293,543	6,283,866
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

重要な会計方針

第23期 第24期 (自 平成20年4月1日 (自 平成21年4月1日 至 平成21年3月31日) 至 平成22年3月31日) 1. 固定資産の減価償却方法 1. 固定資産の減価償却方法 (1)有形固定資産(リース資産を除く) (1)有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年~18年 器具備品 3年~20年 (2)無形固定資産 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 同左 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内 における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用 しております。 (3)リース資産 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有 権移転外ファイナンス・リース取引については、引 き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計 処理によっております。 (会計方針の変更) 当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース 取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企 業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会 計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会 計基準適用指針第16号)を適用しております。これ による損益への影響はありません。 2. 引当金の計上基準 2. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率に (1)貸倒引当金 より、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性 同左 を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支 (2)賞与引当金 給見込額を計上しております。 同左 (3)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払 (3)退職給付引当金 に備えるため、当事業年度末における退職給付債務 同左 及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末にお いて発生していると認められる額を、簡便法により 計上しております。 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式に 同左 よっております。

表示方法の変更

第23期	第24期
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
1. (損益計算書) 投資運用業等統一経理基準一部改正(平成20年3月19日)に伴い、以下の表示方法の変更を行っております。 前事業年度において「調査費」として表示しておりました支払投資助言報酬につき当事業年度においては「委託調査費」として表示しております。なお、前事業年度の「調査費」として表示した支払投資助言報酬は135,539千円であります。また当事業年度より「委託調査費」として表示した支払投資助言報酬は98,709千円であります。	

注記事項

(貸借対照表関係)

第23期	第24期		
(平成21年3月31日現在)	(平成22年3月31日現在)		
1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次	1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の		
のとおりであります。	とおりであります。		
未収運用受託報酬 43,508千円	未収運用受託報酬 35,828千円		
未収投資助言報酬 149,263千円	未収投資助言報酬 126,638千円		
長期差入保証金 204,060千円	長期差入保証金 204,060千円		
2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。		
建物 68,895千円	建物 76,292千円		
器具備品 198,399千円	器具備品 244,766千円		

(損益計算書関係)

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 全て関係会社に対する金額であります。	1 同左
2 固定資産除却損は器具備品3,080千円であります。	2 固定資産除却損は器具備品212千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

	株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
Γ	普通株式	12,601株	-	-	12,601株

- 2.自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4.配当に関する事項
- (1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当り配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	150,000,035円	11,903円82銭	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当り配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	30,000,083円	利益剰余金	2,380円77銭	平成21年3月31日	平成21年6月25日

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	•	-	12,601株

- 2.自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4.配当に関する事項
- (1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当り配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	30,000,083円	2,380円77銭	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

<u> </u>							
決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当り配当額	基準日	効力発生日	
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,300,500円	利益剰余金	500円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月25日	

(リース取引関係)

第23期	第24期
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6の規 定により注記を省略しております。	同左

(金融商品関係)

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

- 1.金融商品の状況に関する事項
 - (1)金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。

また、営業債権である未収投資助言報酬は、当社親会社への債権であり、その回収にかかるリスクは僅少であります。 営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2.金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、長期差入保証金 (貸借対照表計上額204,426千円)は、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、次表には含めておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,244,171	5,244,171	-
(2)未収委託者報酬	196,221	196,221	-
(3)未収運用受託報酬	550,685	550,685	-
(4)未収投資助言報酬	126,638	126,638	-
資産計	6,117,717	6,117,717	1
(1)未払手数料	107,831	107,831	-
(2)その他未払金	113,496	113,496	-
負債計	221,327	221,327	-

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 負債

(1)未払手数料、(2)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 1 0 年以内	10年超
現金・預金	5,243,971	•	•	-
未収委託者報酬	196,221	-	-	-
未収運用受託報酬	550,685	-	-	-
未収投資助言報酬	126,638	-	-	-
合計	6,117,517	1	-	-

(有価証券関係)

第23期 (平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

第24期(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

- 1900 H 1 3 13 2 3 3 3 A C C C C C C C C C C C C C C C C		第23期 (平成21年3月31日)
(1)退職給付債務 (千円 (2)年金資産 (千円))	220,105 185,577
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	(千円)	34,527
(4)退職給付引当金 (3)	(千円)	34,527

3. 退職給付費用の内訳

		第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
退職給付費用	(千円)	1,477

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

		第24期 (平成22年3月31日)
(1)退職給付債務 (千円 (2)年金資産 (千円)	3)	251,570 235,451
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	(千円)	16,119
(4)退職給付引当金 (3)	(千円)	16,119

3. 退職給付費用の内訳

. <u>274WMH </u>		第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
退職給付費用	(千円)	37,281

(ストック・オプション等関係)

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 該当事項はありません。

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 該当事項はありません。

(税効果会計関係)

(1	<u>祝幼果会計関係)</u>			
	第23期 (平成21年3月31日現在)		第24期 (平成22年3月31日現在)	
			1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳	
	繰延税金資産 末払費用否認 賞与引当金繰入限度超過額 ゴルフ会員権評価損否認 貸倒引当金繰入限度超過額 未払福付引当金繰入限度超過額 未扱務上の繰越欠損金 税務上の繰越欠損金 税務上の前払費用 その他 繰延税金当資産小計 評価性引当資産 繰延税金負事責 繰延税金負事 繰延税金 繰延税金 繰延税金 無延税金 無延税金 無延税金 無延税金 無延税金 無延税金 無延税金 無	千円 6,257 45,431 2,441 19,531 11,151 14,049 16,672 6,664 2,335 124,533 21,972 102,561 11,677 11,677 90,883	繰延税金資産 未払費用否認 賞与引当金繰入限度超過額 ゴルフ会員権評価損否認 貸倒引当金繰入限度超過額 未払福利厚生費否認 退職給付引当金繰入限度超過額 税務上の繰越欠損金 その他 繰延税金資産小計 評価性引当額 繰延税金負債 繰延税金資産の純額	千円 4,207 31,985 2,441 19,531 2,984 11,011 6,558 13,086 4,303 96,109 21,972 74,136
	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の 率との間に重要な差異があるときの、 となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 評価性引当額 0.37% 住民税均等割 1.47% その他 <u>0.12%</u> 税効果会計適用後の法人税等の負担率	当該差異の原因	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の率との間に重要な差異があるときのとなった主要な項目別の内訳法定実効税率 40.69%(調整)交際費等永久に損金に算入されない項住民税均等割 5.82%税効果会計適用後の法人税等の負担率	D、当該差異の原因 頁目 1.85%

(企業結合等関係)

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 該当事項はありません。

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 該当事項はありません。

(持分法損益等)

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 該当事項はありません。

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 該当事項はありません。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(関連当事者情報)

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の 被所有割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	(被所有) 直接90%

関係	関係内容		即己今始	五口	期末残高	
役員の兼任等	事業上の関係	取引の内容	取引金額	科目	期	
		運用受託報酬	37,648千円	未収運用受託報酬	43,508千円	
	投資顧問運用助言	投資助言報酬	285,808千円	未収投資助言報酬	149,263千円	
	及び設備の賃借	事務所家賃	247,820千円	前払家賃	20,862千円	
		-	-	長期差入保証金	204,060千円	

取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬については、投資一任契約に基づき報酬を算出しております。 事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。

- (注1)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2)上記役員の兼任の内訳は、非常勤取締役2名、非常勤監査役2名であります。

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	(被所有) 直接90%

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
也沒在明字中叶之刀 20年 0.6年 4.2	運用受託報酬	31,784千円	未収運用受託報酬	35,828千円
投資顧問運用助言及び設備の賃借等 役員の兼任	投資助言報酬	246,119千円	未収投資助言報酬	126,638千円
投資の兼任	事務所家賃	246,655千円	長期差入保証金	204,060千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬については、契約に基づき報酬を算出しております。 事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。 (注1)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社(非上場)

(1株当たり情報)

•				
	第23期		第24期	
	(自 平成20年4月1日		(自 平成21年4月1日	
	至 平成21年3月31日)		至 平成22年3月31日)	
	1株当たり純資産額	499,447円91銭	1株当たり純資産額	498,680円02銭
	1株当たり当期純利益	6,857円17銭	1株当たり当期純利益	1,612円87銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

小コルツボ貝注訳		
	第23期	第24期
	(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日
	至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計金額(千円)	6,293,543	6,283,866
普通株式に係る純資産額(千円)	6,293,543	6,283,866
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数(株)	12,601	12,601
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	12,601	12,601

1株当たり当期純利益

	第23期	第24期
	(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日
	至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
当期純利益(千円)	86,407	20,323
普通株主に帰属しない金額(千円)	1	-
普通株主に係る当期純利益(千円)	86,407	20,323
期中平均株式数(株)	12,601	12,601

(重要な後発事象)

里安は仮光争家)	
第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	・安田投信投資顧問株式会社との合併について 当社と安田投信投資顧問株式会社は、平成22年6月10日付で、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を 締結しました。当該合併契約につきましては、平成22年6月 25日開催の定時株主総会において承認を得ております。
	1.合併の目的 資産運用業界は金融・経済危機を受けて、厳しい環境 下にあり、資産運用会社は運用力のさらなる強化と経営 効率のいっそうの向上を求められております。こうした 環境を踏まえ、今後さらに多様化、高度化していくお客 さまのニーズに的確に対応していくためには、両社が 各々の独自性を伸ばしていくという従来の方向から、両 社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを 発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めて いく方向とすることが最善の道であると判断し、両社間 で合併の合意に至りました。
	2 . 合併する相手会社の名称 安田投信投資顧問株式会社
	3.合併の方法、合併後の会社の名称 本合併にあたっては、当社を吸収合併存続会社とし、 安田投信投資顧問株式会社を吸収合併消滅会社としま
	す。 また、新会社の商号は、明治安田アセットマネジメント株式会社(英文名:Meiji Yasuda Asset Management Company Ltd.) とします。
	4.合併比率等 (1)合併比率 安田投信投資顧問株式会社の普通株式1株につき、 当社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付 します。 (2)合併により発行する株式の種類及び数 当社は、本合併に際して、普通株式6,286株を発行し
	ます。 (3)資本金、資本準備金その他 本合併により増加する資本金および準備金等は、次のとおりです。 資本金 0円 資本準備金 0円 その他資本剰余金 会社計算規則第35条第2項の株主資本等変動額から前2号の合計額を控除した金額 利益準備金 0円 その他利益剰余金 0円
	5.安田投信投資顧問株式会社の概要 (1)事業内容 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業 投資助言・代理業および投資運用業 (2)営業成績及び財産の状況 区分 平成21年3月期
	一
	負債の額 299百万円 純資産の額 3,635百万円
	6.合併効力発生日 平成22年10月1日

		(単位:千円)
	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	
 資産の部	(十成22年9月30日)	
流動資産		
現金・預金	5,095,931	
未収委託者報酬	169,447	
未収運用受託報酬	626,264	
未収投資助言報酬	140,636	
繰延税金資 産	40,324	
その他	104,571	
流動資産合計	6,177,175	
固定資産		
有形固定資産	¹ 320,139	
無形固定資産	320, 139 45,723	
投資その他の資産	273,400	
長期差入保証金	190,679	
繰延税金資産	81,401	
その他	49,320	
貸倒引当金	48,000	
固定資産合計	639,263	
資産合計	6,816,439	
	0,810,439	
負債の部 流動負債		
流動貝頂 未払償還金	25, 220	
未払手数料	25,339	
未払法人税等	91,354	
賞与引当金	5,464 69,556	
^{負 ラ}		
	² 395,897	
流動負債合計	587,612	
固定負債	00.540	
退職給付引当金	22,518	
資産除去債務	54,733	
固定負債合計	77,252	
負債合計	664,865	
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	
資本剰余金		
資本準備金	660,443	
資本剰余金合計	660,443	
利益剰余金		
利益準備金	83,040	
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	
繰越利益剰余金	1,316,089	
利益剰余金合計	4,491,130	
株主資本合計	6,151,574	
純資産合計	6,151,574	
負債純資産合計	6,816,439	

		(千四・113)
	当中間会計期間	
	(自 平成22年4月1日	
	至 平成22年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬	881,984	
運用受託報酬	860,334	
投資助言報酬	133,939	
営業収益合計	1,876,258	
営業費用		
支払手数料	491,158	
その他営業費用	430,784	
営業費用合計	921,942	
一般管理費	¹ 971,015	
営業損失()	16,699	
営業外収益	² 7,719	
営業外費用	<u> </u>	
経常損失()	8,980	
特別利益	-	
特別損失	³ 163,455	
税引前中間純損失()	172,436	
法人税、住民税及び事業税	1,145	
法人税等調整額	47,589	
法人税等合計	46,444	
中間純損失()	125,991	

		(単位:十円)
	当中間会計期間	
	(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
	T 1,0022 + 07,100 H)	
資本金		
前期末残高	1,000,000	
当中間期変動額	-	
当中間期末残高	1,000,000	
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	660,443	
当中間期変動額	-	
当中間期末残高	660,443	
資本剰余金合計		
前期末残高	660,443	
当中間期変動額	-	
当中間期末残高	660,443	
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	83,040	
当中間期変動額	-	
当中間期末残高	83,040	
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	3,092,001	
当中間期変動額	-	
当中間期末残高	3,092,001	
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,448,381	
当中間期変動額	• •	
剰余金の配当	6,300	
中間純損失()	125,991	
当中間期変動額合計	132,292	
当中間期末残高	1,316,089	
利益剰余金合計		
前期末残高	4,623,423	
当中間期変動額	• •	
剰余金の配当	6,300	
中間純損失()	125,991	
当中間期変動額合計	132,292	
当中間期末残高	4,491,130	
株主資本合計	<u> </u>	
前期末残高	6,283,866	
当中間期変動額		
剰余金の配当	6,300	
中間純損失()	125,991	
当中間期変動額合計	132,292	
当中間期末残高	6,151,574	

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

- 1. 固定資産の減価償却方法
 - (1)有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年~18年

器具備品 3年~20年

(2)無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

- 2. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
 - (3)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。
- 3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

会計方針の変更

1. 資産除去債務に関する会計基準等の適用

当中間会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

ごれにより、当中間会計期間の営業損失、経常損失はそれぞれ1,663千円増加し、税引前中間純損失は36,286千円増加しております。

2. 企業結合に関する会計基準等

当中間会計期間から、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日)

1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

建物

111,583千円

器具備品

255,573千円

2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

-037.mg17-FE17/1017	当中間会計期間	1		
(自 平成22年4月1日				
	至 平成22年9月30日)			
1 当中間会計期間末の減価償	却実施額は次のとおりであります。			
	有形固定資産	28,893千円		
	無形固定資産	7,183千円		
2 営業外収益のうち主なもの				
	受取利息	2,687千円		
	償還金等時効完成分	2,726千円		
	保険契約返戻金・配当金	2,265千円		
3 特別損失のうち主なもの				
	合併関連費用	33,874千円		
	特別退職加算金等	88,325千円	l	
	資産除去債務会計基準の適用に 伴う影響額	34,623千円		

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	12,601株	-	-	12,601株

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項
 - (1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,300,500円	500円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月25日
(=) ++3+ = (3)1(1)	70 4 ±1 #8 00	L = T= 1/4 = 5 / T= 1	14 - 11 1 72 11 - 1311	1 00 4 1 140 00 (4) 1 4: -	<u> </u>

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 重要性が乏しいため、注記を省略しております。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(金融商品関係)

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,095,931	5,095,931	-
│(2)未収委託者報酬	169,447	169,447	-
(3)未収運用受託報酬	626,264	626,264	-
(4)未収投資助言報酬	140,636	140,636	-
(5)長期差入保証金	190,679	186,008	4,670
資産計	6,222,958	6,218,288	4,670
(1)未払手数料	91,354	91,354	-
負債計	91,354	91,354	

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

- (1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬
- これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5)長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により 算定しております。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間末(平成22年9月30日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高(注) 54,489千円 有形固定資産の取得に伴う増加額 -その他 244千円 当中間会計期間末残高 54,733千円

(注)「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を、当中間会計期間から適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

(賃貸等不動産関係)

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託	投資顧問(投資一任)	投資顧問(投資助言)	合計
外部顧客への売上高	881,984	860,334	133,939	1,876,258

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
年金積立金管理運用独立行政法人	311,996

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)該当事項はありません。

報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)該当事項はありません。

(追加情報)

当中間会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

= · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
当中間会計期間	
(自 平成22年4月1日	
至 平成22年9月30日)	
1株当たり純資産額 488,181	円45銭
1株当たり中間純損失 9,998	円56銭

- (注)1.潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 2.1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
中間損益計算書上の中間純損失(千円)	125,991	
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	
普通株主に係る中間純損失(千円)	125,991	
普通株式の期中平均株式数(株)	12,601	

(重要な後発事象)

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(安田投信投資顧問株式会社との合併)

当社は、平成22年10月1日をもって安田投信投資顧問株式会社と合併いたしました。

- 1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要
- (1)結合当事企業の名称及び事業の内容

名称 当社の兄弟会社である安田投信投資顧問株式会社

事業の内容 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業および投資運用業

(2)企業結合日

平成22年10月1日

(3)企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、安田投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4)結合後企業の名称

明治安田アセットマネジメント株式会社

(5)取引の目的を含む取引の概要

吸収合併の目的

両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていくためであります。

合併比率等

安田投信投資顧問株式会社の普通株式1株につき、当社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付し、普通株式6,286株を発行しました。また、本合併による資本金の増加はありません。

2.実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。



明治安田アセットマネジメント株式会社(E12448)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(参考情報)安田投信投資顧問株式会社の経理状況

1 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成し、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

ただし、第11期事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第12期事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)は、改正後の財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)及び第12期事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けており、当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

安田投信投資顧問株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 森 公 高 印 業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 奥 村 始 史 印 業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 辻 前 正 紀 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

⁽注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。

^{2.}財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

安田投信投資顧問株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 森 公 高 印 業務執行社員

業務執行社員

指定社員 公認会計士 辻前正紀印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、安田投信投資顧問株式会社とMDAMアセットマネジメント株式会社は、平成22年6月10日に、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結している。当該合併契約は、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

財務諸表

(1)貸借対照表

(単位:千円) 第12期 第11期 (平成21年3月31日現在) (平成22年3月31日現在) 資産の部 流動資産 現金・預金 3,123,431 2,789,275 前払費用 34,920 30,092 未収入金 400 未収委託者報酬 309,359 376,268 未収運用受託報酬 2 47,231 2 43,891 2、3 未収投資助言報酬 2 55,320 51,222 未収還付法人税等 32,227 490 未収消費税等 17,677 その他流動資産 349 5,965 流動資産計 3,626,134 3,291,990 固定資産 有形固定資産 建物 1 57,092 1 0 器具備品 1 1 168 50,821 有形固定資産計 107,913 168 無形固定資産 ソフトウェア 0 17,506 電話加入権 4,324 0 93 0 その他無形固定資産 0 無形固定資産計 21,924 投資その他の資産 795 長期前払費用 1,232 長期差入保証金 177,826 177,826 投資その他の資産計 179,058 178,621 固定資産計 308,897 178,790 資産合計 3,935,031 3,470,780

(単位:千円)

		(単位:十円	
	第11期	第12期 (平成22年 3 月31日現在)	
	(平成21年3月31日現在)		
負債の部			
流動負債			
預り金	6,182	7,372	
未払金	102,930	131,478	
未払手数料	2 102,930	2 131,478	
未払費用	105,129	122,346	
未払法人税等	-	5,636	
未払消費税等	5,569	3,152	
賞与引当金	56,231	45,996	
流動負債計	276,043	315,983	
固定負債			
退職給付引当金	23,821	26,464	
固定負債計	23,821	26,464	
負債合計	299,864	342,447	
吨資産の部			
株主資本			
資本金	2,600,000	2,600,000	
資本剰余金			
資本準備金	646,250	646,250	
資本剰余金計	646,250	646,250	
利益剰余金			
利益準備金	26,000	26,000	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	362,916	143,917	
利益剰余金計	388,916	117,917	
株主資本計	3,635,166	3,128,332	
純資産合計	3,635,166	3,128,332	
負債・純資産合計	3,935,031	3,470,780	

(2)損益計算書

(単位:千円)

		(単位: ⁻ 第12期	++
	(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
	至 平成20年4月1日)		
	± 1221+3730147	<u> </u>	
ョ <u>ネな血</u> 委託者報酬	2,134,231	2,044,6	348
受入手数料	50,488	41,9	
運用受託報酬	1 506,704	1 451,4	
投資助言報酬	1 129,235	1 97,7	
営業収益計	2,820,660	2,635,8	
営業費用		2,000,0	
支払手数料	1 766,367	1 734,9)10
広告宣伝費	12,867	12,7	
公告費	1,178	,	_
調査費	865,325	825,7	'82
調査費	328,473	320,5	
委託調査費	535,416	503,9	
図書費	1,435	1,2	257
委託計算費	60,702	60,3	370
営業雑経費	84,024	84,0)92
印刷費	65,600	65,7	'88
その他雑経費	18,424	18,3	303
営業費用計	1,790,465	1,717,9	10
-般管理費			
給料	712,599	709,5	559
役員報酬	57,749	79,4	136
給料・手当	552,981	536,2	<u>2</u> 90
賞与	101,868	93,8	32
交際費	4,135	1,2	226
寄付金	300	2	200
旅費交通費	23,065	16,6	372
租税公課	11,669	10,3	372
不動産賃借料	151,538	154,2	230
退職給付費用	19,077	18,0)72
賞与引当金繰入	56,231	45,9	96
固定資産減価償却費	47,262	46,9	903
諸経費	217,534	217,6	315
一般管理費計	1,243,414	1,220,8	349
営業損失()	213,219	302,9)29

(単位:千円)

第11期 (自平成20年4月1日至平成21年3月31日) 10,527 247 10,774	第12期 (自平成21年4月1日至平成22年3月31日) 3,269 1,270 4,540
至 平成21年3月31日) 10,527 247	至 平成22年3月31日) 3,269 1,270
10,527 247	3,269 1,270
247	1,270
247	1,270
10,774	4,540
1,950	1,202
-	557
60	642
2,010	2,401
204,455	300,789
-	-
-	1,114
-	3 192,813
-	9,825
2 9,835	-
9,835	203,753
214,291	504,543
2,290	2,290
39,374	-
255,955	506,833
	2,010 204,455 - - - 2 9,835 9,835 214,291 2,290 39,374

(3)株主資本等変動計算書

単位:十円)	: 千円)	:	単位
----------------	-------	---	----

/休土貝平寺友動計昇音		(単位:千円
	第11期	第12期
	(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日
	至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
朱主資本		
資本金		
前期末残高	2,600,000	2,600,000
当期末残高	2,600,000	2,600,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	646,250	646,250
当期末残高	646,250	646,250
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	26,000	26,000
当期末残高	26,000	26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	650,084	362,916
当期変動額		
剰余金の配当	31,212	-
当期純損失 ()	255,955	506,833
当期変動額合計	287,167	506,833
当期末残高	362,916	143,917
株主資本合計		
前期末残高	3,922,334	3,635,166
当期变動額		
剰余金の配当	31,212	-
当期純損失 ()	255,955	506,833
当期変動額合計	287,167	506,833
当期末残高	3,635,166	3,128,332
資産合計		-
前期末残高	3,922,334	3,635,166
当期変動額		
剰余金の配当	31,212	-
当期純損失 ()	255,955	506,833
当期変動額合計	287,167	506,833
当期末残高	3,635,166	3,128,332

重要な会計方針

項目	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第12期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 固定資産の減価償却の方 法	 (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物(建物附属設備) 5~15年 器具備品 3~20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。ただし、自 	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左
	社利用のソフトウェアについては社内 における利用可能期間 (5 年) に基づ く定額法によっております。	
2 引当金の計上基準		(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備える ため、一般債権については貸倒実績率 により、貸倒懸念債権等特定の債権に ついては個別に回収可能性を検討し、 回収不能見込額を計上しております。
	(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備える ため、将来の支給見込額のうち当期の 負担額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左
	(3) 退職給付引当金 従業員(出向者を除く)の退職給付 に備えるため、当事業年度末における 退職給付の見込額(自己都合による当 事業年度末要支給額の100%相当額) を退職給付引当金として計上しており ます。	(3) 退職給付引当金 同左
3 その他財務諸表作成の ための重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式に よっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

注記事項

(貸借対照表関係)

第11期	第12期
(平成21年 3 月31日現在)	(平成22年 3 月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 33,650千円 器具備品 111,295千円 2 関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収運用受託報酬 793千円 未収投資助言報酬 39,593千円 未払手数料 11,241千円 3	1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 42,498千円 器具備品 110,250千円 2 関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収運用受託報酬 870千円 未収投資助言報酬 40,705千円 未払手数料 13,225千円 3 下記の資産に対する貸倒引当金を当該資産から直接 控除して表示しております。 未収投資助言報酬 9,825千円

(損益計算書関係)

(損益計昇書関係 <i>)</i>				
第11期				第12期
(自 平成20年4月1日		(自 平成21年4月1日		
至 平成21年3月31日)		至 平成22年3月31日)		
1 関係会社に対するものは次のとおりて	ごあります 。	1 関係会	社に対するも	のは次のとおりであります。
運用受託報酬	1,666千円	運	用受託報酬	1,422千円
投資助言報酬	81,260千円	投	と 資助言報酬	77,334千円
支払手数料	50,116千円	支	払手数料	49,452千円
2 当社設定の私募投信(1銘柄)の組 <i>)</i>	(資産をプライ	2		
ムブローカレッジ契約に基づき管理し	ているリーマ			
ン・ブラザーズ関連会社が経営破綻し、				
入資産が管財人により凍結されたこと	に起因する弁			
護士相談料であります。				
3		3 減損損		
			は以下の資産I	こついて減損損失を計上してお
		ります。		
		(1) 減損抗	員失を認識し7	
		場所	用途	種類
		 東京都		建物、器具備品、ソフト
			本社設備等	ウェア、電話加入権、その
				他無形固定資産
		, ,	員失の認識に	
				事業年度と二期連続して営業損 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
				ら、資産グループの帳簿価額を
				[し、当該減少額を減損損失とし
			損失に計上し	ております。
		` '	員失の金額	40 504 7 77
		建物		48,504千円
		器具	:個品 トウェア	44,785千円
			かりエア	95,123千円 4,324千円
			加ス性 他無形固定資	
		()	計	192,813千円
		(4) 資産の	ログルーピング	•
				が投資信託事業を含め、全社で一
				:しております。
		(5) 回収可能価額の算定方法		
		, ,		 味売却価額を適用しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第11期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	115,600	-	-	115,600

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成20年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	31,212	270	平成20年3月31日	平成20年 6 月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

第12期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	115,600	-	-	115,600

- 2 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4 配当に関する事項 該当事項はありません。

(リース取引関係)

第11期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 重要性が乏しいため、注記を省略しております。

第12期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 重要性が乏しいため、注記を省略しております。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(金融商品に関する注記)

第12期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。

未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払金、未払費用は、1年以内の支払期日であります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,789,275	2,789,275	-
(2) 未収委託者報酬	376,268	376,268	-
(3) 未収運用受託報酬	43,891	43,891	-
(4) 未収投資助言報酬	61,047		
貸倒引当金(1)	9,825		
	51,222	51,222	-
(5) 長期差入保証金	177,826	177,826	-
資産計	3,438,483	3,438,483	-
(1) 未払金	131,478	131,478	-
(2) 未払費用	122,346	122,346	-
負債計	253,825	253,825	-

1)未収投資助言報酬に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

注)1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未収投資助言報酬

- 未収投資助言報酬は短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、貸倒懸念債権については、財務内容評価法による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(5) 長期差入保証金

当社は平成22年10月1日に合併を予定しており、長期差入保証金は1年以内に返還予定のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

台信

(1) 未払金、(2) 未払費用

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2 金銭債権の決算日後の償還予定額

未収投資助言報酬のうち回収予定額が見込めない9,825千円を除いたすべての金銭債権について1年以内の回収を 予定しております。

なお、長期差入保証金についても、平成22年10月1日に合併予定のため、1年以内の返還を予定しております。

(有価証券関係) 第11期(平成21年3月31日現在) 該当事項はありません。

第12期(平成22年3月31日現在) 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第11期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 該当事項はありません。

第12期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 該当事項はありません。

(退職給付関係) 第11期 第12期 (平成21年3月31日現在) (平成22年3月31日現在) 1 採用している退職給付制度の概要 1 採用している退職給付制度の概要 確定給付型の制度として、確定拠出型年金制度及び退 同左 職一時金制度を併用しております。 2 退職給付債務に関する事項 2 退職給付債務に関する事項 従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末におけ 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末におけ る退職給付債務の見込額(自己都合による当会計年度 る退職給付債務の見込額(自己都合による当事業年度 末要支給額の100%相当額)を退職給付引当金として計 末要支給額の100%相当額)を退職給付引当金として計 上しております。 上しております。 (1) 退職給付債務 23,821千円 (1) 退職給付債務 26,464千円 (2) 退職給付引当金 23,821千円 (2) 退職給付引当金 26,464千円 3 退職給付費用に関する事項(自 平成20年4月1日 至 3 退職給付費用に関する事項(自 平成21年4月1日 至 平成21年3月31日) 平成22年3月31日)

退職給付費用

18,072千円

なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠

出年金への掛金支払額2,796千円が含まれております。

(ストック・オプション等関係)

退職給付費用

第11期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 該当事項はありません。

19,077千円

なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠

出年金への掛金支払額2,485千円が含まれております。

第12期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 該当事項はありません。

(税効果会計関係)

第11期		第12期		
(平成21年3月31日班	見在)	(平成22年3月31日現在)		
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別		1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳		
内訳				
(繰延税金資産)		(繰延税金資産)		
繰延税金資産 (流動)		繰延税金資産(流動)		
税務上の繰越欠損金	87,823千円	税務上の繰越欠損金	212,144千円	
賞与引当金	22,880千円	賞与引当金	18,715千円	
法定福利費	2,864千円	貸倒引当金繰入	3,997千円	
その他	3,081千円	法定福利費	2,392千円	
計	116,650千円	その他	3,582千円	
繰延税金資産 (固定)		計	240,833千円	
退職給付引当金	9,692千円	繰延税金資産(固定)		
その他	113千円	減損損失	78,455千円	
計	9,806千円	退職給付引当金	10,768千円	
繰延税金資産計	126,457千円	その他	94千円_	
評価性引当金	125,201千円	計	89,319千円	
繰延税金資産合計	1,255千円	繰延税金資産計	330,153千円	
		評価性引当金	330,153千円	
繰延税金負債 (流動)		繰延税金資産合計	- 千円	
未収事業税	1,255千円			
繰延税金負債合計	1,255千円			
繰延税金資産の純額	 - 千円			
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率		
との差異の原因となった主な項目別の内訳		との差異の原因となった主な項目別の内訳		
税引前当期純損失を計上しているため記載を省略して		税引前当期純損失を計上しているため記載を省略してお		
おります。		ります。		

(企業結合等関係)

第11期(自 平成20年4月1日至 平成21年3月31日) 該当事項はありません。

第12期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 該当事項はありません。

(持分法損益等)

第11期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 該当事項はありません。

第12期(自 平成21年4月1日至 平成22年3月31日) 該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

第12期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第11期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に追加したものはありません。

1 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

	会社等		資本金又は	事業の内容	議決権等の	関係	内容		取引		期末
属性	の名称	住所	出資金	又は職業	被所有割合	役員の	事業上の	取引の内容	金額	科目	残高
			(百万円)			兼任等	関係		(千円)		(千円)
										未収投資助	39,593
							資産運用	運用受託報		言報酬	39,593
	明治安	東京都					サービス	酬及び投資	収益		
┃ ┃ 親会社	田生命	来京部 千代田	60.000	生命保険	(被所有)	兼任4	の提供及	助言報酬の	82,926	未収運用受	793
祝云仙	保険相	区	60,000	土叩体陕	直接98.62%	名	び当社投	受取並びに	費用	託報酬	793
	互会社						信商品の	代行手数料	50,981		
							販売	の支払等		未払手数料	11,276
										等	11,276

- 注) 1 運用受託報酬及び投資助言報酬並びに代行手数料については、契約に基づき決定されております。
 - 2 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 3 役員の兼任4名の内訳は、当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役2名であります。

第12期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

	会社等		資本金又は	事業の内容	議決権等の	関係	内容		取引		期末
属性	の名称	住所	出資金	子来の下口 又は職業	被所有割合	役員の	事業上の	取引の内容	金額	科目	残高
	0) [15]		(百万円)	人的報米		兼任等	関係		(千円)		(千円)
										未収投資助	40,705
							資産運用	運用受託報		言報酬	40,703
	明治安	東京都					サービス	酬及び投資	収益		
親会社	田生命	東京部 千代田	00,000	生命保険	(被所有)	兼任4	の提供及	助言報酬の	78,756	未収運用受	870
祝云社 	保険相	区	60,000	土叩休陕	直接98.62%	名	び当社投	受取並びに	費用	託報酬	870
	互会社						信商品の	代行手数料	50,408		
							販売	の支払等		未払手数料	12 261
										等	13,261

- 注) 1 運用受託報酬及び投資助言報酬並びに代行手数料については、契約に基づき決定されております。
 - 2 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 3 役員の兼任4名の内訳は、当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役2名であります。
- 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1) 親会社情報

明治安田生命保険相互会社(非上場)

(1株当たり情報)

第11期	第12期		
(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		
1 株当たり純資産額 31,446円07銭 1 株当たり当期純損失 2,214円14銭 (1) なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。 (2) 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 当期純損失 255,955千円普通株主に帰属しない金額 - 普通株式に係る当期純損失 255,955千円期中平均株式数 115,600株	1 株当たり純資産額 27,061円70銭 1 株当たり当期純損失 4,384円37銭 (1) なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純損失については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。 (2) 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 当期純損失 506,833千円普通株主に帰属しない金額 - 普通株式に係る当期純損失 506,833千円期中平均株式数 115,600株		

(重要な後発事象)

第11期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 該当事項はありません。

第12期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

当社とMDAMアセットマネジメント株式会社との合併について

当社とMDAMアセットマネジメント株式会社は、平成22年6月10日に、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結いたしました。当該合併契約につきましては、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認を得ております。

1 合併の目的

資産運用業界は金融・経済危機を受けて、厳しい環境下にあり、資産運用会社は運用力のさらなる強化と経営効率のいっそうの向上を求められております。こうした環境を踏まえ、今後さらに多様化、高度化していくお客様のニーズに的確に対応していくためには、両社が各々の独自性を伸ばしていくという従来の方向から、両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていく方向とすることが最善の道であると判断し、両社間で合併の合意に至りました。

2 合併の方法及び合併契約の要旨

(1) 合併効力発生日

平成22年10月1日

(2) 合併の方法

MDAMアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、当社を消滅会社とする、吸収合併方式により合併いたします。

(3) 合併後の社名(商号)

明治安田アセットマネジメント株式会社

(英文名: Meiji Yasuda Asset Management Company Ltd.)

(4) 合併比率

MDAMアセットマネジメント株式会社は普通株式6,286株を発行し、当社の普通株式1株につき、MDAMアセットマネジメント株式会社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付いたします。

3 合併の相手会社の概要

商号	MDAMアセットマネジメント株式会社
設立年月	昭和61年11月
本社所在地	東京都港区
代表者	佐藤 公俊
資本金(1)	1,000,000千円
営業収益(2)	4,852,874千円
当期純利益(2)	86,407千円
資産(1)	6,798,156千円
負債(1)	504,613千円
純資産(1)	6,293,543千円
役職員数(3)	130人

- (1) 平成21年3月31日現在です。
- (2)平成21年3月期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)です。
- (3)平成21年12月31日現在です。

役職員数は非常勤役員を含み、派遣社員を除いております。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月22日

明治安田アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 森 公 高 印

指定有限責任社員 公認会計士 奥村始史 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 进 前 正 紀 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年10月1日にMDAMアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、安田投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注)1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

^{2.}中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

(1) 中間貸借対照表

	(単位:千円
	当中間会計期間末
	(平成22年9月30日)
資産の部	
流動資産	
現金・預金	2,630,878
未収委託者報酬	335,807
未収運用受託報酬	74,310
未収投資助言報酬	1 50,458
その他流動資産	47,558
流動資産計	3,139,012
固定資産	
有形固定資産	2 96
無形固定資産	0
投資その他の資産	164,361
長期前払費用	426
長期差入保証金	163,934
固定資産計	164,458
資産合計	3,303,470
負債の部	
流動負債	
預り金	6,256
未払金	117,334
未払費用	210,858
未払法人税等	4,395
賞与引当金	42,824
資産除去債務	25,000
その他流動負債	3 15,521
流動負債計	422,191
固定負債	
退職給付引当金	26,939
固定負債計	26,939
負債合計	449,131
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,600,000
資本剰余金	
資本準備金	646,250
資本剰余金計	646,250
利益剰余金	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
利益準備金	26,000
その他利益剰余金	==,000
繰越利益剰余金	417,910
利益剰余金計	391,910
株主資本計	2,854,339
純資産合計	2,854,339
負債・純資産合計	3,303,470

(2) 中間損益計算書

	(単位:千円)
	当中間会計期間
	(自 平成22年4月1日
	至 平成22年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	988,300
受入手数料	15,770
運用受託報酬	210,716
投資助言報酬	48,316
営業収益計	1,263,103
営業費用	
支払手数料	375,962
その他営業費用	466,179
営業費用計	842,142
一般管理費	1 574,467
営業損失()	153,505
営業外収益	2 1,841
営業外費用	970
経常損失()	152,634
特別利益	-
特別損失	
合併費用	73,553
その他特別損失	3 46,659
特別損失計	120,213
税引前中間純損失()	272,848
法人税、住民税及び事業税	1,145
法人税等調整額	-
中間純損失()	273,993

(3) 中間株主資本等変動計算書

	(単位:千円
	当中間会計期間
	(自 平成22年4月1日
	至 平成22年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,600,000
当中間期末残高	2,600,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	646,250
当中間期末残高	646,250
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	26,000
当中間期末残高	26,000
その他利益剰余金	· ·
繰越利益剰余金	
前期末残高	143,917
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
中間純損失()	273,993
当中間期変動額合計	273,993
当中間期末残高	417,910
株主資本合計	· ·
前期末残高	3,128,332
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
中間純損失()	273,993
当中間期変動額合計	273,993
当中間期末残高	2,854,339
純資産合計	
前期末残高	3,128,332
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
中間純損失()	273,993
当中間期変動額合計	273,993
当中間期末残高	2,854,339

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
1 固定資産の減価償却の 方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物(建物附属設備) 5~15年
2 引当金の計上基準	器具備品 3~20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率 により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討 し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当中 間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員(出向者を除く)の退職給付に備えるため、当中間会計期間末に おける退職給付の見込額(自己都合による当中間会計期間未要支給額の 100%相当額)を退職給付引当金として計上しております。
3 その他中間財務諸表作 成のための基本となる 重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

当中間会計期間

(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(資産除去債務に関する会計基準等の適用) 当中間会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及 び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を 適用しております。

これにより、営業損失及び経常損失は931千円、税引前中間純損失は24,999千円増加しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)

- 1 下記の資産に対する貸倒引当金を当該資産から直接控除して表示しております。
- 未収投資助言報酬 8,855千円
- 2 有形固定資産の減価償却累計額

71,870千円

3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間

(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 減価償却実施額

有形固定資產 986千円 無形固定資產 44千円

2 営業外収益のうち主要なもの受取利息 761千円

3 減損損失

当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類
東京都千代田区	本社設備等	建物、ソフトウェア

(2) 減損損失の認識に至った経緯

前々事業年度、前事業年度及び当中間会計期間と連続して営業損失を計上したことから、資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

建物 1,338千円

ソフトウェア 728千円

計 2,067千円 (4) 資産のグルーピング方法

投資顧問事業及び投資信託事業を含め、全社で一つの資産グループとしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を適用しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間

(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	115,600	-	-	115,600

- 2 自己株式に関する事項
 - 該当事項はありません。
- 3 新株予約権等に関する事項
 - 該当事項はありません。
- 4 配当に関する事項
 - 該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(金融商品関係)

当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

(羊瓜、					
	貸借対照表 計上額	時価	差額		
(1) 現金・預金	2,630,878	2,630,878	-		
(2) 未収委託者報酬	335,807	335,807	-		
(3) 未収運用受託報酬	74,310	74,310	-		
(4) 未収投資助言報酬	59,314				
貸倒引当金(1)	8,855				
	50,458	50,458	-		
(5) 長期差入保証金	163,934	163,934	-		
資産計	3,303,470	3,303,470	-		
(1) 未払金	117,334	117,334	-		
(2) 未払費用	210,858	210,858	-		
負債計	449,131	449,131	-		

1)未収投資助言報酬に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

注)1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未収投資助言報酬

未収投資助言報酬は短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、貸倒懸念債権については、財務内容評価法による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(5) 長期差入保証金

当社は平成22年10月1日に合併を予定しており、長期差入保証金は1年以内に返還予定のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払費用

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2 金銭債権の決算日後の償還予定額

未収投資助言報酬のうち回収予定額が見込めない8,855千円を除いたすべての金銭債権について1年以内の回収を予定しております。

なお、長期差入保証金についても、平成22年10月1日に合併予定のため、1年以内の返還を予定しております。

明治安田アセットマネジメント株式会社(E12448) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(有価証券関係) 当中間会計期間末(平成22年9月30日現在) 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係) 当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係) 当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 該当事項はありません。

(持分法損益等) 当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 該当事項はありません。

(企業結合等関係) 当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 該当事項はありません。

(資産除去債務関係) 当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当社は、本社の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を計上しております。平成22年10月18日から平成22年11月28日に原状回復工事を実施し、平成22年11月28日に本社の不動産賃貸契約を解約します。資産除去債務の見積もりにあたり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当中間会計期間における総額の増減は次のとおりであります。 期首残高(注) <u>25,000千円</u> 当中間会計期間未残高 25,000千円

注)「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を、当中間会計期間から適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

(賃貸等不動産関係) 当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 該当事項はありません。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (運用業務)	投資顧問 (助言業務)	合計
外部顧客への売上高	988,300	15,770	210,716	48,316	1,263,103

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

当社の報告セグメントは、「金融商品取引業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当中間会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間

(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1株当たり純資産額 1株当たり中間純損失

24,691円52銭 2,370円18銭

- (1) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しな いため記載しておりません。
- (2) 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 273,993千円

中間純損失

普通株主に帰属しない金額

普通株式にかかる中間純損失 273,993千円

期中平均株式数 115,600株

(重要な後発事象)

当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

共通支配下の取引等

1 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業

MDAMアセットマネジメント株式会社 名称

事業の内容 金融商品取引業

被結合企業

安田投信投資顧問株式会社(当社) 名称

事業の内容 金融商品取引業

(2) 企業結合日

平成22年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

MDAMアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、当社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業名称

明治安田アセットマネジメント株式会社

(5) 取引の目的

両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていくた め。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会 計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理し ております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係 を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。) 又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者 と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と 有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の 額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

平成22年10月1日付で、定款について次の変更を行いました。

- ・安田投信投資顧問株式会社と合併し、商号を明治安田アセットマネジメント株式会社に変更しました。
- ・公告方法の変更を行いました。(電子公告(ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による 公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う)に変更しました。)

(2)訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称 みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:資産管理サービス信託銀行株式会社)

資本金の額 247,260百万円(平成22年3月末現在)

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称 ————————————————————————————————————	資本金の額(百万円) 平成22年3月末現在	事業の内容	
静銀ティーエム証券株式会社 楽天証券株式会社	3,000 7,477	「金融商品取引法」に定める第 一種金融商品取引業を営んでい ます。	
株式会社東京都民銀行 株式会社北海道銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社みずほコーポレート銀行	48,120 93,524 700,000 1,404,065	日本において、銀行法に基づき、 銀行業を営んでいます。	
中央三井信託銀行株式会社	399,697	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。	
明治安田生命保険相互会社	410,000 平成22年3月末現在の基金 および基金償却積立金の合計	日本において、保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。	

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、認証、外国証券を保管・管理する保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの取得申込者に対して、募集・販売の取扱いおよびこれらに付随する業務を行います。

3【資本関係】

「販売会社」である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は17,539株(持株比率92.86%)です。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙に、その使用開始日及び委託会社等の情報として、金融商品取引業者登録番号、設立 年月日、委託会社の投資信託財産の合計純資産総額を掲載します。
- (3) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「1.ファンドの目的・特色」、「2.投資リスク」、「4.手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。
- (4) 交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。
- (5)請求目論見書に約款を掲載し、届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容に ついては、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解を助ける ため、当該内容を説明した図表等を付加して、交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することが あります。
- (7)目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。
- (8)目論見書の別称として、次を用いることがあります。
 - 「投資信託説明書(目論見書)」
 - 「投資信託説明書(交付目論見書)」
 - 「投資信託説明書(請求目論見書)」
- (9) 交付目論見書に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月18日

明治安田アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

英 公一 印

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

伊藤 雅人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、 「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田日本債券ファンドの平成22年1月21日か ら平成23年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算 書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当 監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行っ た。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得 ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用 方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討する ことを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠して、明治安田日本債券ファンドの平成23年1月20日現在の信託財産の状態及び同日 をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと 認める。

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間に は、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

^{2.}財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。



⁽注) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

MDAMアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 森 公高

指定社員 公認会計士 奥村 始史 業務執行社員

指定社員 公認会計士 辻前 正紀 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MDAMアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象の「安田投信投資顧問株式会社との合併について」に記載されているとおり、会社と安田投信投資顧問株式会社は、平成22年6月10日付で、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結している。当該合併契約については、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認を得ている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。



独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月22日

明治安田アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥村 始史

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 辻前 正紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社(旧会社名 MDAMアセットマネジメント株式会社)の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

業務執行社員

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象の「安田投信投資顧問株式会社との合併」に記載されているとおり、会社は、平成 22年10月1日をもって安田投信投資顧問株式会社と合併した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。



EDINET提出書類 明治安田アセットマネジメント株式会社(E12448) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

独立監査人の監査報告書

平成22年3月19日

安田投信投資顧問株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

英 公一 印

指定有限責任社員

公認会計士 伊藤 雅人 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、 「ファンドの経理状況」に掲げられている安田日本債券ファンドの平成21年1月21日から平 成22年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注 記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法 人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行っ た。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得 ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用 方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討する ことを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠して、安田日本債券ファンドの平成22年1月20日現在の信託財産の状態及び同日を もって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認 める。

安田投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計 士法の規定により記載すべき利害関係はない。

^{2.}財務諸表の範囲には XBRL データ自体は含まれていません。



⁽注) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

MDAMアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員

公認会計士 森 公高

指定社員 業務執行社員

公認会計士 奥村 始史

業務執行社員 指定社員

業務執行社員 公認会計士 辻前 正紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMDAMアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。